

# 神戸空港制限区域における裸火使用承認規程

平成 30 年 2 月 21 日 規程第 45 号

## (目 的)

第 1 条 この規程は、神戸空港供用規程第 8 条第 2 項第 3 号に基づき、神戸空港における裸火の適切な使用と安全の確保を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この規程に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「裸火」とは、タバコ火、焚き火、コンロ、ストーブ、電熱器、溶接機器、ランプ、グラインダー、サンダー及びアスファルト溶解に使用される裸火又は火の気のあるものをいう。
- (2) 「裸火使用禁止区域」とは、神戸空港供用規程第 7 条（平成 30 年 2 月 21 日規 39 号）に定める制限区域（保安区域を除く。以下同じ。）をいう。

## (裸火使用の承認)

第 3 条 裸火使用禁止区域において裸火使用の承認を受けようとする者（以下「裸火使用者」という。）は、会社に裸火使用承認申請書（以下「承認申請書」という。）（様式第 1 号）を提出して承認を受けるものとする。

(1) 承認申請書は、裸火を使用しようとする日の 3 日前（土日、祝日を除く。）までに会社に提出するものとする。

(2) 承認申請書に必要な応じて図面等の必要な書類を添付するものとする。

2 会社は、必要に応じて裸火使用現場を点検し、裸火の使用について指導することができるものとする。

(1) 空港における工事の場合

(2) 前号に掲げる場合を除くほか、会社が特別の理由があると認めるとき。

3 会社は、前項の承認の決定をしたときは、裸火使用承認書（様式第 2 号）を、当該申請者に対して交付するものとする。

4 会社は、第 1 項の承認をしようとするときは、使用時間及び場所を限定するとともに、次に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1) 使用中における現場責任者の配置等の安全対策

(2) 使用後の会社への報告

(3) 前各号に掲げるもののほか、会社が必要と認める措置

## (裸火取扱責任者)

第 4 条 裸火使用者は、火災予防及び緊急時の対処等について徹底を図るため、裸火取扱責任者を指名するものとする。

2 裸火取扱責任者は、裸火を使用する場合、次に掲げる事項を遵守するものとし、緊急の場合には、直ちに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 裸火を使用する場合は、消火器等を配置すること。
- (2) 裸火を使用する場所の付近に燃えやすい物を置かないこと。
- (3) 屋外で裸火を使用する場合は、強風時には中止するか、又は、特に防風等の必要な措置を講じること。
- (4) 裸火の使用に伴い著しく煙が発生する場合は、承認申請書を提出する時に事前に申出ること。

(緊急時の措置)

第5条 裸火取扱い責任者は、火災が発生させた場合、又は、そのおそれがある場合には、会社及び空港消防所並びに119番に通報するとともに初期消火を行うものとする。

(承認期間)

第6条 承認期間は、原則として3ヶ月以内とし、その後も継続して裸火を使用する場合には、再度、会社に承認申請書を提出して承認を受けるものとする。

(裸火使用承認書)

第7条 裸火使用者は、交付を受けた承認書を承認期間中保管し、会社から提示を求められた場合には、速やかに応じるものとする。

(承認証の標示)

第8条 第3条による承認を受けた場所が仮設の工事事務所等の厨房施設及び暖房器具等である場合には、承認を受けたことを証する裸火使用承認証(様式3)を標示するものとする。

(承認の取消し)

第9条 裸火の使用承認の取り消しは、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 第4条第2項の規定を遵守しなかったとき
- (2) その他会社が特に必要と認めたとき

附 則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号

## 裸火使用承認申請書

年 月 日

関西エアポート神戸株式会社  
神戸運用部長 殿

住 所

氏 名

㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名及び  
電話番号

神戸空港供用規程第 8 条 2 項第 3 号に基づく裸火の使用承認について、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 器 具 及 び 装 置	
消 火 設 備	
責 任 者	
参 考 事 項 ( 連 絡 先 等 )	

備考

- 1 申請内容は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 取り扱う場所の位置図を添付すること。

様式第2号

年 月 日  
第 号

住所

氏名 様

関西エアポート神戸株式会社  
神戸運用部長 印

## 裸火使用承認書

年 月 日付けで申請のあった裸火使用について、下記のとおり承認します。

### 記

- 1 使用目的
- 2 使用場所
- 3 使用期間
- 4 使用器具及び装置
- 5 消火設備
- 6 責任者
- 7 連絡先 (TEL)
- 8 条 件

～

(1) 使用後は、速やかに会社に報告すること。

以上

NO. \_\_\_\_\_

## 裸火使用承認証

裸火の種類：

承認の期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(注意事項)

裸火取扱い責任者は、次の事項を遵守するものとする。

1. この承認証を裸火使用場所付近の見易い所、又は、建物の出入り口付近に掲示すること。
2. 消火設備（消火器・水バケツ等）を裸火使用場所付近の見易い所に備えること。
3. 緊急連絡通報体制図を裸火使用場所付近の見易い所に掲示すること。
4. 裸火使用場所付近に燃え易い物を置かないこと。
5. 裸火使用承認書で承認を受けた場所以外で、裸火を使用しないこと。
6. 裸火の使用後における消火確認を確実に行うこと。
7. 承認期限が過ぎた場合は、このステッカーを速やかに返納すること。

関西エアポート神戸株式会社 神戸運用部長 印